

第3章

中小企業に対する知財支援

～知っておきたい役立ち情報～





便利でお得な支援策を知りたい!

(1) 専門家の講師派遣

知的財産に関する知識習得等の目的で、皆様の地域や団体、中小企業、大学内において知的財産に関する講演、研修、相談会等を行いたいときには、関東経済産業局特許室にご相談下さい。講師、相談員として知的財産に関する専門家(産業財産権専門官または弁護士)を無料で派遣します。なお、ご相談の内容によっては派遣できない場合がありますのでご了承ください。

【派遣分野】

特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権制度に関する講演・研修等。

公的支援策の紹介

社内の職務発明制度構築(見直し)についての個別相談(自治体、公的支援機関が主催する相談会に限ります。)

社内のノウハウ保護に関連した先使用権制度活用についての個別相談(自治体、公的支援機関が主催する相談会に限ります。)

お問い合わせ先：

関東経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室

電話：048-600-0238

FAX：048-601-1287

(2) 無料先行技術調査

特許権を取得するには、新規性(今までなかった技術であること)等が必要です。同じような先行技術が存在する場合、審査の段階で拒絶されてしまい特許権を取得することが出来ません。

そこで、特許出願後で審査請求前のもの限り、出願人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査の結果を送付いたします。また、この制度を利用して審査請求を行った出願の特許率は通常よりも高くなっております。(約50% 約67%)審査請求を行うかどうかの見極めに役立ちます。

対象者：中小企業、個人またはそれらの出願代理人(ただし、大企業の支配関係にない中小企業であること)。

手数料：不要

お問い合わせ等詳細:特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm

(3) 早期審査制度

「出願したものを早く権利化したい!」という場合には、早期審査の申請を提出することによって、他の出願よりも早く審査をしてもらうことができます。この早期審査制度は、特許・意匠・商標の出願で使える制度です。

手数料： 不要

【特許の早期審査制度】

- ・「早期審査に関する事情説明書」は出願審査請求と同時又はそれ以降に提出します。
- ・対象となる出願： 出願人が中小企業、または個人
出願人またはそれらから実施許諾を受けた者が、その発明を実施しているもの
外国関連出願(日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関へも出願している特許出願、または国際出願している特許出願であるもの。)
出願人が大学、短期大学、高等専門学校、公的研究機関、承認もしくは認定を受けた技術移転機関(承認TLOまたは認定TLO)であるもの

特許の早期審査についての詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm

【意匠の早期審査制度】

対象となる出願：

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者(ライセンシー)が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- I) 第三者が許諾なく、その出願の意匠もしくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- II) その出願の意匠の実施行為(実施準備行為)について、第三者から警告を受けている場合。
- III) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合。

外国関連出願

意匠の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm

【商標の早期審査制度】

対象となる出願:出願人自身又はライセンシーが出願商標を指定商品若しくは指定役務(一部の商品若しくは役務を含む。)に使用しているか、又は使用の準備を相当程度進めている出願であって、権利化について緊急性を要する出願。

権利化について緊急性を要する出願とは、以下のいずれかに該当するものとします。

第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人もしくはライセンシーの使用もしくは使用の準備に係る指定商品もしくはこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているかまたは使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。

出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。

出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。

出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関へも出願している場合。

その他、第三者との関係において権利化について緊急性があると認められる場合。

商標の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm

(4)特許料・審査請求料の減免制度

特許出願をした後、出願審査請求の際に納付する審査請求料と、特許料(第1年～第3年分)について、減免される制度があります。

対象者：研究開発型中小企業・個人事業主、事業協同組合等については

審査請求料：半額軽減

特許料：半額軽減

特許料・審査請求料の減免制度の詳細:特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/6_kenkyu_kigyou.htm

研究開発型中小企業向け申請書の作成支援:広域関東圏知的財産戦略本部ホームページ

<http://www.kanto-chizai.com/keigen.html>

手数料：不要

なお、特許料・審査請求料の減免制度が使えるかどうかを判定することができます。

判定ページ：http://www.jpo.go.jp/cgi/zangenmen2/exempt_chk.cgi

お問い合わせ先：

関東経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室

電話：048-600-0239

FAX：048-601-1287



身近な地域の支援策を知りたい!

関東地域の各都県や政令指定都市、団体等で行っている知的財産に関する各種支援策等をご紹介します。
ただし、これらは平成20年度末時点の支援概要・支援予定です。支援策の詳細や平成21年度以降の支援策については、各都県・市町村、団体等にお問い合わせください。

群馬県 産業経済部工業振興課（平成21年度）

事業名： ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業

実施機関： 群馬県産業経済部工業振興課

目的・趣旨： 県内中小企業者の研究開発意欲を助長し、本県産業の競争力強化を図るため、新技術・新製品等の開発を支援します。

平成21年度は、これまでの「R&Dサポート事業」を刷新し、「研究開発規模」及び「目的」別に、次の3つの支援型に分類した新たな補助金制度となりました。

補助金の種類(3つの支援型)

(1)一般型： 大規模な新技術・新製品の研究開発を支援します。

補助限度額 1件あたり1,000万円まで

補助率 補助対象経費の1/2以内

(2)市町村・県パートナーシップ支援型： 市町村(8市)と連携し、新製品・新商品を開発する企業を支援します。

補助限度額 1件あたり80万円まで(県・市 各40万円)

企業負担額 20万円以上

共同実施市町村 桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、みどり市

(3)産学連携支援型： 県内外の大学や工業高等専門学校等と連携し、新技術・新製品を開発する企業を支援します。

補助限度額 1件あたり40万円まで

企業負担額 10万円以上

募集期間

(1)一般型： 平成21年4月1日(水)から4月30日(木)まで

(2)市町村・県パートナーシップ支援型： 平成21年4月1日(水)から5月29日(金)まで

(3)産学連携支援型： 平成21年6月1日(月)から6月30日(火)まで

補助の対象となる経費： 新技術・新製品を開発するためにかかる経費

詳細はこちら

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=5047

群馬県 産業経済部工業振興課（平成20年度支援実績）

- 事業名：1社1技術
 実施機関：群馬県産業経済部工業振興課
 対象：新規の場合、県内に事業所を有する中小製造業者(みなし大企業、個人事業主も含む)で、以下に記載する ~ のいずれかに該当する技術を有する企業。
 特許を有する、または出願中の技術
 特許は有していないが、特許と同等の技術(注)
 他社の追従を許さない独自の技術(注)

選定企業に対する支援：

選定企業には「選定証」及び「副賞」を贈呈する他、各種支援措置があります。

- 1 県ホームページ等による、技術力の県内外へのPR。
- 2 展示会への共同出展、出展費用補助等の販路開拓支援。
- 3 中小企業パワーアップ資金への申請資格付与等の財政的支援。

詳細はこちら

http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15337

埼玉県 産業労働部金融課

- 事業名：産業創造資金、企業家育成資金等
 実施機関：埼玉県産業労働部金融課
 融資の対象：特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する者
 知的財産権に係る技術を利用して事業を行う中小企業者・中小企業組合
 融資限度額：設備 3,000万円 運転 1,500万円
 設備 1億円 運転 1億円

詳細はこちら

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BJ00/kigyou/gaiyou/gaiyou.htm>

千葉県 商工労働部産業振興課産業企画室（平成20年度支援実績）

- 事業名：海外特許出願支援事業
 実施機関：千葉県商工労働部産業振興課産業企画室
 県内中小・ベンチャー企業の国際競争力の向上及び経営基盤の強化を図るため、優れた技術を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小・ベンチャー企業の海外特許出願について、出願に要する費用の一部を補助する「海外特許出願支援事業」を実施します。
 応募受付期間：平成20年5月16日(金)～6月30日(月)
 応募可能件数：1社につき1出願に限ります。
 補助率及び補助上限額：補助率は、補助対象となる必要経費の1/2です。(補助上限額:150万円)

詳細はこちら

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_sanshin/kaigaitokkyo/bosyu.html

千葉県 商工労働部経営支援課金融支援室

事業名 : 挑戦資金
 実施機関 : 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室
 融資の対象 : 中小企業者等であって、知的財産権を有し、知的財産を活かした事業を実施しようとするもの。
 融資限度額 : 1中小企業者 1億円(設備・運転資金)
 詳細はこちら
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_keishi/seidoyuusi/seidosikin5.html

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名 : 外国侵害調査費用助成事業
 実施機関 : 東京都知的財産総合センター
 助成対象経費 : 侵害調査費用、鑑定費用、侵害先への警告費用、水際対策費用
 助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額200万円
 申込受付期間 : 随時受付
 詳細はこちら
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/0415shingai.html>

東京都 東京都知的財産総合センター(平成20年度支援実績)

事業名 : 外国特許出願費用助成事業
 実施機関 : 東京都知的財産総合センター
 助成対象経費 : 外国特許出願費用、弁理士費用、翻訳料 等
 助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額300万円
 申込受付期間 : 平成20年9月8日(月)~9月19日(金)
 詳細はこちら
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3779.html>

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名 : 外国意匠出願助成事業 / 外国商標出願助成事業
 実施機関 : 東京都知的財産総合センター
 助成対象経費 : 外国出願料、弁理士費用、翻訳料 等
 助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額30万円
 受付期間 : 随時。予算がなくなり次第受付を終了。また、申請前に必ず東京都知的財産総合センターへご相談ください。
 詳細はこちら
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/index.html>

東京都 東京都知的財産総合センター

事業名 : 開発戦略策定支援助成事業

実施機関 : 東京都知的財産総合センター

助成対象経費 : 先行技術調査委託に要する経費

助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額100万円

申込受付期間 : 随時。予算がなくなり次第受付を終了。また、申請前に必ず東京都知的財産総合センターへご相談ください。

詳細はこちら

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3308.html>

東京都 産業労働局商工部創業支援課（平成20年度支援実績）

事業名 : 東京都ベンチャー技術大賞

実施機関 : 東京都産業労働局商工部創業支援課

対象 : 都内の創業・ベンチャー企業

表彰対象 : ものづくりの核(コア)となる技術の下、創業・ベンチャー企業が開発事業化した革新的な技術や製品で、次の各号に掲げるもの

1. 技術・製品の開発が終了しているもので、一次審査の終了時まで日本国内で販売または提供するもの
2. 商品化後5年を経過していないもの

詳細はこちら

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/venture/venture.html>

神奈川県 工業振興課工業技術班（平成21年度）

事業名 : 神奈川工業技術開発大賞

実施機関 : 神奈川県工業振興課工業技術班

神奈川県と神奈川新聞社は、共催により昭和59年度から毎年度、技術開発の奨励と技術開発力の向上を図ることを目的に、県内の中堅・中小企業が開発した優れた工業製品・技術を表彰しています。

受賞企業への支援 : 県内最大級の工業見本市である「テクニカルショウヨコハマ」への出展。(県が出展費用を負担)

受賞製品・技術を新聞紙上に紹介広告を掲載。

神奈川工業技術開発大賞のロゴマークを使用することができる。

詳細はこちら

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/taisyo/taisyo.html>

神奈川県 工業振興課工業技術班（平成21年度）

- 事業名：かながわスタンダード
 実施機関：神奈川県工業振興課工業技術班
 対象：県内中小企業が開発した工業技術のうち、事業化、商品化に着手しているもの（製品化したもの、特許を取得したものなど）で、事業化により今後3年以内におおむね年間5億円以上（製品の場合）の売上が見込めるもの。
 優遇措置：金融支援、技術支援、経営支援
 募集期間：平成21年4月1日（水）～6月12日（金）
 詳細はこちら
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/standard/>

静岡県 静岡県国際経済振興会（平成20年度支援実績）

- 事業名：海外市場開拓支援補助金
 実施機関：静岡県国際経済振興会

静岡県内の中小企業が海外市場や販路を開拓するために行う事業費の一部を補助します。海外で開催される見本市への出展に要する経費、海外向け販売促進媒体の作成に要する経費、海外の特許を取得するための出願に要する経費などが対象です。

- 補助率及び限度額：対象経費の2分の1以内 限度額50万円
 申込締切：平成20年6月30日（月）
 詳細はこちら（pdf）
<http://www.siba.or.jp/2008annai.pdf>

板橋区 産業振興課 経営支援係

- 事業名：板橋区知的財産権取得費用補助金
 実施機関：板橋区 産業振興課 経営支援係
 補助対象者：下記の要件を満たす、板橋区に本社を有する中小企業者。
 また、個人事業者の場合は板橋区に事業所を有しているもの。
 板橋区で引き続き一年以上（原則）事業を営んでいること。
 特許権においては、平成21年2月末までに、特許審査請求が終了する見込みがあること。
 実用新案権・商標権・意匠権においては、平成21年2月末日までに設定登録が終了する見込みがあること。
 先行技術調査が終了していること。
 大企業が実質的に経営に参画していないこと等。
 他にも条件があります。詳しくは担当係までお問合せください。
 補助対象経費：審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等。
 補助金額：補助対象経費の2分の1以内かつ上限20万円。
 詳細はこちら
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/006/006327.html

江東区 区民部経済課 産業振興係

事業名 : 知的財産権(特許権)取得支援

実施機関 : 江東区 経済課 産業振興係

補助対象者 : 区内に本社及び主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいて、原則として特許先行技術調査が終了している中小企業。

補助対象経費 : 出願料、出願審査請求料、特許料、出願に伴う弁理士手数料。

補助金額 : 補助対象経費の2分の1以内で、30万円を上限。(千円未満の端数切捨て)

[詳細はこちら](#)

<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/sangyo/10200/25383.html>

高崎市 商工部産業課 産業創造館

事業名 : 特許取得補助金

実施機関 : 高崎市商工部産業課 産業創造館

補助対象 : 市内に主たる事業所を有する中小企業者で、製造業、情報通信業または次期産業3分野(環境、医療・福祉、バイオテクノロジー)の事業者若しくは群馬県の認定した「1社1技術」企業。

補助率及び限度額 : 特許出願及び出願審査請求にかかる必要経費の2分の1以内。
限度額10万円。

[詳細はこちら](#)

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/sansoukan/annai/tokkyo.htm>

千葉市 (財)千葉市産業振興財団

事業名 : 特許取得支援事業

実施機関 : (財)千葉市産業振興財団

助成対象経費 : 特許出願手続に要する弁理士費用の一部を助成

助成額 : 上限21万円

申込受付期間 : 随時受付

[詳細はこちら](#)

http://www.chibashi-sangyo.or.jp/contents/shien_info/tokkyo.html

三鷹市 生活環境部生活経済課

- 事業名 : 工業振興事業費補助金
 実施機関 : 三鷹市生活環境部生活経済課
 対象者 : 三鷹市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む中小企業者または中小企業者で構成する団体が行う事業。
 補助対象 : 新製品等の開発、販売促進のための調査・研究・企画事業
 新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業等
 特許など工業所有権の取得申請に係る事業
 その他前3号に準ずる事業
 補助金額 : 新製品の開発、新技術の研究、開発に係る事業
 補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件150万円を限度とする。
 特許など工業所有権取得申請に係る事業
 補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件10万円を限度とする。

詳細はこちら

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/004/004020.html

横浜市 経済観光局経営・創業支援課（平成20年度支援実績）

- 事業名 : 横浜市知的財産活用助成金
 実施機関 : 横浜市経済観光局経営・創業支援課
 助成対象企業 : 中小企業基本法第二条に規定する中小企業および中堅企業で、次のいずれにも該当する企業。
 横浜市に本社・事業所があるもの。
 1年以上継続して事業を営んでいること。
 市税を納付していること。
 当該年度において、本助成金と同様な公的助成を受けていないこと。
 成対象事業 : 平成20年4月23日(水)から平成21年2月27日(金)の間に完了予定で、事業開始前に申請した次の事業とします。
 知財経営戦略策定に係る支援
 知財・技術・市場調査
 知財技術評価
 助成対象経費 : 市内に本社がある知財関係事業者に対し、上記業務を委託する経費とします。
 消費税は補助対象外。
 補助率及び助成限度額 : 助成対象事業に要した総経費の2分の1以内(上限30万円)とします。
 千円未満は切捨て。
 受付期間及び申込み方法 : 平成20年4月23日(木)から平成21年1月30日(金)までに、所定の書類を横浜市経済観光局経営・創業支援課に郵送(書留)または持参で提出して下さい。
 (締切日必着)ただし、予算に達した時点で受付を終了させていただきます。

詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/jyosei.html>

横浜市 経済観光局経営・創業支援課（平成20年度支援実績）

事業名：横浜型知的財産戦略 知財活用評価・格付け希望企業募集
 実施機関：（株）知財マネジメント支援機構(IPMAX)

本事業は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産を活かした経営に対する取組を評価し、企業の実力を「AAA(トリプルA)」から「C」までの7段階で格付けし、成長性・将来性が平均を超える「AAA」から「BBB(トリプルB)」までの4段階を「横浜価値組企業」に認定し、支援を行うものです。

「横浜価値組企業」に対する支援：金融支援、広報等の企業PR等。

受付期間：平成20年4月23日(水)から12月1日(月)までに、所定の書類を（株）知財マネジメント支援機構に郵送(書留)または持参により提出して下さい。

詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/kachigumi.html>

静岡市 経済局商工部地域産業課

事業名：新商品等開発事業補助金
 実施機関：静岡市経済局商工部地域産業課
 補助対象事業：(1) 新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業。
 (2) 自ら開発した製品・技術・意匠等について、特許に係る出願又は実用新案・意匠・商標(地域団体商標に限る。)に係る登録出願を行う事業。

詳細はこちら

http://www.city.shizuoka.jp/deps/tiikisangyo/chiiki_shohin.html

富士市 商工農林部工業振興課

事業名：産業財産権取得事業補助金
 実施機関：富士市商工農林部工業振興課
 対象者：市内に本社または主たる事業所を有する中小企業
 事業協同組合などの中小企業団体
 商店街振興組合 など
 補助対象：国内における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費
 ただし、特許権については原則として出願と同時に審査の請求を行う場合に限る。
 対象経費：出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、図面作成料、出願審査の請求料(特許権のみ)、登録料(実用新案のみ)
 補助率及び補助限度額：対象経費の1/2以内、上限30万円
 補助回数：一社あたり同一年度内に産業財産権ごと1回
 申請時期：出願した日から30日以内

詳細はこちら

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/page000004900/hpg000004848.htm>

富士宮市 商工観光課（平成20年度支援実績）

事業名：富士宮市知的財産権取得事業費補助金

実施機関：富士宮市商工観光課

対象者： 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者
中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

補助対象： 特許権 実用新案権 意匠権 商標権
知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において1対象者あたり対象事業
毎1回とする。

補助対象経費： 出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。

特許 20万円 実用新案 10万円

意匠 10万円 商標 10万円

ただし、各補助対象事業の補助合計額は30万円を超えないものとする。

申請期間：平成20年4月1日～平成21年3月末日

詳細はこちら

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/shoko/fujinomiyaachizai/newpage56.htm>

長野市 産業振興部商工振興課（平成20年度支援実績）

事業名：新産業創出ワークショップ支援事業補助金

実施機関：長野市産業振興部商工振興課

補助対象経費：以下に掲げる事業に対する経費とし、補助率は2分の1以内。

1件当たり、1会計年度につき50万円を限度とする。

新技術・新製品開発に関わるワークショップ

1 講師の謝金・交通費

2 試作品製作に係る原材料、機械装置、機械器具

3 試作品製作に係る外注加工費

4 試験研究機関等への試験委託費

5 技術指導の受入れ経費

6 特許事務所等への委託費

7 特許申請に直接要する経費

8 その他 共同研究のために要する経費

詳細はこちら

http://www.city.nagano.nagano.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=13436

須坂市 産業振興部工業課

事業名 : 研究開発等特許化支援事業

実施機関 : 須坂市産業振興部工業課

補助対象 : 中小企業者等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る。) が研究開発等の成果の特許化を行うもの。次に掲げる経費とし、グループが行う場合にあつては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。

1 特許事務所等への委託経費

2 特許申請に直接要する経費

補助金額 : 対象経費の2分の1以内の額。ただし、20万円を限度とする。

[詳細はこちら](#)

<http://www.city.suzaka.nagano.jp/shoukou/kogyo/kigyohojo/hojyo.php>

千曲市 経済部商工観光課

事業名 : 特許等取得事業

実施機関 : 千曲市経済部商工観光課

補助対象 : 中小企業者等又はそのグループ(構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限る) が研究開発等の成果の特許権、実用新案登録、意匠登録等を取得するもので次に掲げる経費とし、グループが行う場合にあつては、当該経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限る。

1 特許事務所等への委託経費

2 特許申請に直接要する経費

補助金額 : 特許等の申請に要した経費に100分の50を乗じて得た額以内とし、20万円を限度。

[詳細はこちら](#)

<http://www.city.chikuma.nagano.jp/app/b-keizai/k-syoukou/tyuusyuu.html#010>

中野市 商工観光課商工係

事業名 : 中小企業特許等取得支援事業補助金

実施機関 : 中野市商工観光課商工係

補助対象 : 市内で製造業を営む中小企業者が、独自の技術で特許及び実用新案を取得する場合、費用の一部を補助します。

補助金額 : 補助対象経費の2分の1以内。ただし、特許出願にあつては20万円、実用新案登録出願にあつては10万円を限度とする。

[詳細はこちら](#)(「商工業・職業と労働」のPDFをご覧ください。)

<http://www.city.nakano.nagano.jp/convenient/shigoto-index.htm>

綾瀬市 都市経済部産業振興課

事業名 : 産業財産権取得事業補助金制度

実施機関 : 都市経済部産業振興課

補助対象 : 特許権・実用新案権・意匠権・商標権に係る出願、審査請求、登録(初回納付分のみ)等に要する経費。

事業所あたり1年度において1出願案件に限り、当該年度に支出する経費が対象となります。

補助金額 : 補助対象経費の2分の1以内。限度額10万円。

詳細はこちら

<http://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000010100/hpg000010016.htm>

茅ヶ崎市 産業振興課

事業名 : 中小企業特許取得補助金制度

実施機関 : 茅ヶ崎市産業振興課

補助対象 : 特許出願人が取得した特許権にかかる出願手数料、審査請求手数料、審判請求手数料、提出書面の電子化手数料、特許料(初回納付分のみ)、弁護士等代理人に要する費用。

補助金額 : 補助対象事業費に3分の1を乗じて得た額(1000円未満切り捨て)とし、30万円を限度とする。

詳細はこちら

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/sangyou/tokkyo/tokkyo_hojo.html

日本弁理士会

事業名 : 特許出願等援助制度

実施機関 : 日本弁理士会

特許出願等援助制度は、手続費用融資制度、手続費用給付制度の二つ。

手続費用融資制度 : 実施予定の優れた発明があるにも拘わらず、経済的な事情によって弁理士に出願手続を依頼できないときに、弁理士の手によって特許出願できるように支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が無担保無利子で立て替える制度。

手続費用給付制度 : せっかく有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって弁理士に特許出願の依頼ができず、結局世の中に活用されずに埋もれてしまうのを防ぐため支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が負担する制度です。

詳細はこちら

http://www.jpaa.or.jp/activity/seminar_support/service/patent_application/

独立行政法人科学技術振興機構

事業名 : JST特許出願支援制度

実施機関 : (独)科学技術振興機構

対象者 : 大学・TLO等における研究成果の特許化支援

大学・TLO等の外国出願関連の費用支援と目利きの支援

詳細はこちら

http://www.jst.go.jp/tt/pat/p_s_01boshu.html



まずは誰かに相談に乗ってほしい!

(1) 関東経済産業局 特許相談室

特許・実用新案・意匠・商標の制度や出願・登録の手続きなどについて一般的な相談を受け付けています。

- ・所在地 : さいたま市中央区新都心1 - 1
さいたま新都心合同庁舎1号館 9階
- ・相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00
- ・電話 : 048 - 600 - 0319
- ・ホームページ : <http://www.kanto.meti.go.jp/sodan/tokkyosodan/index.html>

(2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 相談部

特許・実用新案・意匠・商標の出願などについて一般的な相談を受け付けています。

- ・所在地 : 東京都千代田区霞が関3 - 4 - 3 特許庁2階
- ・相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～17:45(受付は17:30まで)
- ・電話 : 03 - 3581 - 1101(内線2121～2123)
- ・ホームページ : <http://www.inpit.go.jp/consul/window/index.html>

(3) 知的所有権センター

知的所有権センターは、各都県に設置され、地域の利用者に対する特許情報の利用及び発信の基地として、中小企業などの技術開発を支援しています。各センター(一部を除く)において、特許情報の検索・閲覧、特許情報の利用などについて無料相談やアドバイスを行っています。なお、各センター(一部を除く)には、特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザーが配置されており、特許情報の利用、特許流通などについて相談に応じています。

- ・ホームページ : <http://www.jpo.go.jp/torikumi/chiteki/chiran.htm>

(4) 日本弁理士会 知的財産支援センター

「特許・意匠・商標なんでも110番」と称して無料相談を実施しています。特許・実用新案・意匠・商標の出願手続き、調査、鑑定、異議申立、訴訟、諸外国の制度や知的財産全般について、弁理士が相談を受け付けています(事前予約制)。

- ・所在地 : 東京都千代田区霞が関3 - 4 - 2 弁理士会館1階
- ・相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、14:00～16:00(事前予約制)
- ・電話 : 03 - 3519 - 2707
- ・ホームページ :
[http://www.jpaa.or.jp/consultation/commission/
free_advisement/practicaluse.html](http://www.jpaa.or.jp/consultation/commission/free_advisement/practicaluse.html)

(5) 社団法人発明協会 特許 ”ひらめ木 ”

特許庁の委託を受け、発明協会の各支部の窓口での相談や、弁理士による無料相談会を開催しています。また、出願アドバイザーによる電子出願の相談も行っています。

- ・ホームページ : <http://www.hirameki.jiii.or.jp/>

(6) 中小企業・ベンチャー総合支援センター

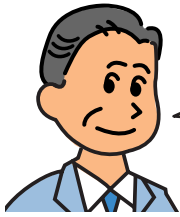
独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)に設置されている、中小企業・ベンチャー総合支援センター(関東支部)では、中小企業の経営課題の解決のための様々な支援を行っています。知的財産の戦略的活用方法、国際的権利の取得、訴訟への対応方法も含めた総合的な知的財産戦略のアドバイスを行います。なお、窓口相談は事前申込が必要です。

窓口相談の事前申込についてはホームページをご参照ください。

- ・ホームページ : <http://www.smrj.go.jp/kanto/manage/consult/014772.html>

3-4

地域・中小企業等知財戦略支援 人材データベース



知財戦略を支援してくれる
専門家を探したい

「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」は、「地域における知財戦略支援人材の育成事業」の一環として、中小・ベンチャー企業等が知的財産戦略構築等を行う上で必要な支援人材との「出会いの場」を提供することを目的としています。

このデータベースは、「大企業の知財関係部局を経験されたOB等の支援人材」から登録いただいたサービス内容等のデータを蓄積し、本データベースからどなたでも簡単に参照、閲覧ができるようにしたものです。

このデータベースを利用することにより、中小・ベンチャー企業等の知的財産戦略構築のお手伝いができる支援人材の情報を、専門分野・地域別等のご希望の条件で登録者を簡単に検索することができます。

知財戦略の専門家を探したい場合は、いますぐアクセス!

<https://selfpage.sky-inet.ne.jp/chizai/>

3-5 事業概要

本事例集に収録されている事例は、関東経済産業局「平成20年度地域中小企業知財戦略支援人材育成事業」の一環として実施された「平成20年度知財戦略支援事業」の成果です。

本事業は、法律、技術、経営、金融等の専門家を対象として、中小企業に対する知財戦略の支援を行うための知識やスキルを身に付けること、また、専門家の人材育成スキームの中で中小企業(モデル支援企業)の知財戦略の策定を支援することを目的として実施されました。

平成20年度は関東地域におけるモデル支援企業6社に対して、専門家4～6名によりコンサルティングチームがそれぞれ組成され、9月から翌年1月にかけてコンサルティングを行いました。

本事業の成果は、平成21年3月14日に開催された「知財戦略コンサルティングシンポジウム2009」(開催場所:大手町サンケイプラザ)にて紹介されるとともに、事例集(本冊子)として取りまとめられました。



本事業では中小企業の知財戦略や知財人材の育成に詳しい有識者による委員会(関東知財支援人材育成委員会委員)を設置・開催し、事業の方向性の検討、知財戦略支援の第三者評価等を行いました。

関東知財支援人材育成委員会委員（五十音順）

氏名	所属
奥山 哲哉	合資会社イノベーション21 代表
鮫島 正洋 (委員長)	内田・鮫島法律事務所 弁護士 弁理士、東京工業大学 特任教授
塩原 雅美	根本特殊化学株式会社 技術開発センター 知的財産室長 主任研究員
島沢 朋孝	西武信用金庫 事業支援部 副部長
宗定 勇	日本知的財産協会 専務理事
遠山 勉	秀和特許事務所 弁理士、 日本弁理士会 知財コンサルティング検討委員会 委員長
土生 哲也	土生特許事務所 所長 弁理士
山中 唯義	株式会社ベンチャーラボ 代表取締役